

立川市市税賦課徵収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の公布による。

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）</u>を地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を立川市公告式条例（昭和25年立川市条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 施行規則第1条の9第2号に掲げる事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、立川市公告式条例（昭和25年立川市条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に掲げる事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none">この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。この条例による改正後の立川市市税賦課徴収条例第11条の規定は、前条に規定する施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。	